

「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関する
特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解

令和5年12月22日
特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会は、令和4年4月26日付け R04-15300-00074 で申請のあった「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」について、区域整備計画の申請受付期限（令和4年4月28日）以降、審査委員会を開催し審査を実施した。審査に当たり、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）に従い、まずは要求基準に適合するものかどうかの確認を行った。確認した結果については以下のとおりであり、今般申請のあった「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」については、要求基準に適合しないことから基本方針に則り認定を行わないとすることが相当である。

1. 資金調達の確実性を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いこと

- (1) 要求基準において、「IR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。」（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）第9条第11項第1号関係。基本方針第4の7（2）ア（エ）。以下「要求基準4」という。）とされている。
- (2) この点、長崎県及びKYUSHU リゾーツジャパン株式会社（以下「申請者」と総称する。）から提出された資料を基に確認したところ、令和5年9月時点での出資・融資予定者は申請時から大きく変わっており、以下のような状況となっている。
 - ・ 一部の出資予定者から、区域整備計画の添付書類である「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」等（以下「レター」という。）が提出されていない。また、多くのレターが本来提出すべき相手方とは異なる者宛となっている。
 - ・ 出資・融資予定者から提出されたレターは、法的拘束力がない又はそれに類するものが多いほか、出資・融資条件が過去出資・融資予定者だったが撤退した企業から提出されたレターのものと同程度に不明確な内容にとどまっている。
- (3) IR事業の実施に当たっては、本来禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものであることから、IR整備法に定める極めて厳格な規定を遵守し、その責務を十全に果たすことが求められるところ、(2)のように、出資・融資予定者からのレターが揃っていないこと、レターの確約の程度（コミットメント）が十分ではないこと、令和5年9月時点での出資・融資予定者が申請時から大きく変更されていること等

を総合して判断すると、今後も出資・融資予定者の変更が生じ得る懸念を払拭できないなど、資金調達の確実性を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いことから、要求基準4に適合しないとすることが相当である。

2. カジノ事業の収益の活用による I R 事業の継続的な実施、カジノの有害な影響の排除に関する措置の適切な実施を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いこと

(1) 要求基準において、「カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。」(I R 整備法第9条第11項第3号関係。基本方針第4の7(2)ウ(ア)。以下「要求基準11」という。)、「 I R 整備法に基づき I R 事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置(中略)を I R 事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。」(同号関係。基本方針第4の7(2)ウ(オ)。以下「要求基準15」という。)とされている。

(2) この点、申請者から提出された資料を基に確認したところ、以下のような状況となっている。

- ・ CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL (以下「CAI」という。) 以外の出資予定者の中には I R の設置運営の実績・ノウハウを有する企業を確認することができない。
- ・ カジノ施設の設置運営の実績・ノウハウを有する CAI に関しても、 I R の設置運営の実績については十分に確認できない。また、出資割合が極めて小さく、レターの確約の程度が十分ではないことから、CAI の I R 事業への資本的関与が十分であるとは言い難い。
- ・ 以上に加え、 I R の経営経験のある者を役員とするとともに、資本的関与が十分とは言い難い CAI 等からノウハウ等の提供を受けるというだけでは、 I R 事業者は自らがカジノを運営し有害な影響の排除に関する措置を適切に実施しなければならないことを踏まえると、カジノを含む I R 事業が適切かつ継続的に実施されると見込まれるだけの根拠に乏しい。
- ・ 出資額の多くを投資会社等からのものが占めることとなり、カジノ事業の収益を活用した I R 事業への還元やカジノの有害な影響の排除に関する措置と、投資家への利益還元のいずれが優先されるかについての懸念を払拭できない。

(3) I R 事業の実施に当たっては、本来禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものであることから、 I R 整備法に定める極めて厳格な規定を遵守し、その責務を十全に果たすことが求められるところ、(2)を総合して判断すると、カジノ事業の収益の活用による I R 事業の継続的な実施(要求基準11)及びカジノの有害な影響の排除に関する措置の適切な実施(要求基準15)のいずれについても裏付けとなる根拠が十分であるとは言い難いことから、これらの基準に適合しないとすることが相当である。